明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則（最高裁五）　一

〔告示〕
○皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件（宮内庁一二）　二
○殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約を廃止した件（公正取引委・消費者庁一七）　二
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁三〇～五一）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三九六）　三
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務三〇九）　三
○平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同三一〇）　四
○平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同三一一）　四
○平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同三一二）　四
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁九九～一〇一）　四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働四〇三）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二六〇四～二六一二）　四
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二三三）　五
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件（特許庁一〇）　六
○都市計画に関する件（国土交通一二八七）　七
○高速自動車国道に関する件（同一二八八、一二八九）　八
○信号符字を点附した件（同一二九〇）　八
○信号符字を取り消した件（同一二九一）　八
○船舶国籍証書は無効となった件（同一二九二）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（同一二九三）　八
○一般財団法人海上災害防止センターから代表者の氏名について変更の届出があった件（同一二九四）　九

〔国会事項〕
最高裁判所
官庁事項　四

〔人事異動〕
最高裁判所
労働　四

〔官庁報告〕
博多地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　五
最低賃金の改正決定に関する公示（広島労働局最低賃金公示二～八）　六
国家試験
平成三十一年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　七
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　八

〔公告〕
諸事項　九
官庁
財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
会社その他　九

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

最高裁判所

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則

第十二条第二項中「六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二・五」を「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第七条の二ただし書の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十九条の四第二項（各号列記以外の部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定管理職員以外の職員につき定められた割合」に、「六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二・五」を「一般職給与法第十九条の四第二項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員につき定められた割合」に、「六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五」を「一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員につき定められた割合」に、「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「一般職給与法第十九条の四第二項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定管理職員以外の職員につき定められた割合」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人